

令和7年度（令和8年4月1日付採用）中川村職員の採用試験実施要項

1 試験区分、採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受 験 資 格	
		年齢要件	学歴・資格等要件
①一般事務 （中級） （初級）	若干名	平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 （18歳～25歳）	<p>[中級]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による大学又は短期大学を卒業若しくは令和8年3月卒業見込みの者又は同程度の学力を有する者 <p>[初級]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による高等学校を卒業若しくは令和8年3月卒業見込みの者又は同程度の学力を有する者 <p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通自動車運転免許を有する者（免許取得見込みの者を含む）
②給食調理員 （初級）	1名	平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 （18歳～25歳）	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による高等学校を卒業若しくは令和8年3月卒業見込みの者又は同程度の学力を有する者 採用後に調理師免許を取得する意志のある者 普通自動車運転免許を有する者（免許取得見込み者を含む）
③給食調理員 （初級） 〔実務経験者〕		昭和55年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 （20歳～45歳）	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による高等学校を卒業又は同程度の学力を有する者 調理師免許又は栄養士の資格を有する者、又は※「調理の実務経験」を満5年以上有し、採用後に調理師免許を取得する意志のある者 普通自動車運転免許を有する者（免許取得見込みの者を含む）
④保育士 （中級）	若干名	平成12年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 （20歳～25歳）	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による大学又は短期大学を卒業若しくは令和8年3月卒業見込みの者で、かつ、保育士の資格を有する者又は令和8年3月までに当該資格取得見込みの者 普通自動車運転免許を有する者（免許取得見込みの者を含む）
⑤保育士 （中級） 〔実務経験者〕		昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 （25歳～40歳）	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の資格を有する者で保育士の実務経験を5年以上（採用時）有する者 普通自動車運転免許を有する者（免許取得見込みの者を含む）

⑥保健師 (中級)	若干名	平成12年4月2日から 平成16年4月1日まで に生まれた者 (22歳～25歳)	・学校教育法による大学を卒業若しくは令和8年3月卒業見込みの者で、かつ、保健師の資格を有する者又は令和8年3月までに当該資格取得見込みの者 ・普通自動車運転免許を有する者(免許取得見込みの者を含む)
⑦保健師 (中級) 〔実務経験者〕		昭和60年4月2日から 平成12年4月1日まで に生まれた者 (25歳～40歳)	・保健師の資格を有する者で保健師の実務経験を3年以上(採用時)有する者 ・普通自動車運転免許を有する者(免許取得見込みの者を含む)

- (1) 年齢要件、学歴・資格等要件の両方を満たすことが必要です。
- (2) 受験時の住所要件はありませんが、採用後に中川村内に居住することをお奨めします。
- (3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
- ① 日本の国籍を有しない者
 - ② 地方公務員法第16条(欠格事項)に規定する次のいずれかに該当する者(以下その内容)
 - ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ) 中川村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※【調理の実務経験】

次のいずれかの施設で、満5年以上調理の業務に従事した者

- ① 給食施設(学校、病院、保育所、事業所、社会福祉施設等で継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して提供する施設)
- ② 飲食店営業
- ③ 魚介類販売業
- ④ そうざい製造業
- ⑤ 複合型そうざい製造業

ただし、次のような仕事は調理の実務経験とは認められません。

- ・飲食店、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業で調理の仕事をしていても、無許可営業であったときは、実務期間には数えない。
- ・飲食店、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業及び給食施設で仕事をしていても、管理経営、運搬業務、事務など直接調理と関係のない仕事
- ・過去に喫茶店営業での業務に従事していた期間及び、令和3年6月1日以降に飲食店営業において担当業務が、設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓子を客に飲食させる従来の喫茶営業の業務に重従事していた期間
- ・料理学校や小中高等学校、短大、大学等の教育機関等で調理を教えていた期間
- ・学校等で調理を習った期間
- ・パートやアルバイト等で調理業務に従事していた者でも、原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務をしている場合を除き認められない。
- ・栄養士、保育士等が栄養士、保育士として勤務するかたわら、調理に従事した場合

2 試験の内容、日時及び場所

(1) 第1次試験

試験日及び日程 令和7年7月25日(金)

受付：午前8時20分～、着席：午前8時50分、開始：午前9時～

試験会場 中川村 中川文化センター2階 小ホール

所在 長野県上伊那郡中川村片桐4757番地

電話 0265-88-1005

※ 受験者数によって時間等を変更する場合があります。

(2) 第2次試験

試験日時 令和7年8月24日(日) 午後1時～

試験会場 中川村役場 2階 委員会室

※ 詳細は第1次試験合格者に通知します。

3 試験の方法及び内容

区分	職種	試験内容及び試験時間
第1次試験	①一般事務 ④保育士 ⑥保健師	中級 ○大学卒業程度のSPI3 (110分) 総合能力試験 ・基礎能力検査(言葉の意味を理解し、文章や話の要旨をとらえる力と数的情報をもとに解を導く力や理論的思考力) ・性格検査(性格の特徴など) ○作文試験 (60分)
	①一般事務 ②給食調理員	初級 ○高校卒業程度のSPI3 (110分) 総合能力試験 ・基礎能力検査(言葉の意味を理解し、文章や話の要旨をとらえる力と数的情報をもとに解を導く力や理論的思考力) ・性格検査(性格の特徴など) ○作文試験 (60分)
	③給食調理員 [実務経験者]	初級
	⑤保育士 [実務経験者] ⑦保健師 [実務経験者]	中級 ○作文試験 一般的な事項についての作文試験 (60分)
第2次試験	全職種共通	○グループワーク等 ○個人面接 ※詳細は、第1次試験合格者に通知します。

4 合格者の発表

(1) 第1次試験の結果 8月上旬までに郵送にて通知します。

(2) 第2次試験の結果(最終合格者) 9月上旬までに郵送にて通知します。

5 受験手続

中川村役場総務課窓口への持参、電子申請及び郵送による受付とします。

(1) 受付期間

令和7年6月13日（金）から7月14日（月）午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出書類

- ① 職員採用試験申込書（村ホームページからダウンロードした所定様式）
- ② 履歴書（村ホームページからダウンロードした所定様式）
- ③ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- ④ 自動車運転免許証の写し（運転免許取得見込み者を除く。）
- ⑤ 受験資格に応じた資格等を証明する書類の写し又は取得見込書
- ⑥ 職歴証明書〔実務経験者〕（任意様式）

※ 収集した個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(3) 提出方法

① 中川村役場総務課窓口への持参提出

持参の場合は、令和7年6月13日（金）から7月14日（月）（土、日、祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時15分の間に、総務課総務係（【7番】窓口）へ提出してください。

② 電子申請による申込み

受付期間内に以下のリンク先又は二次元コードから専用フォームで申請してください。

<https://logoform.jp/f/zXkHl>



- ※ 提出書類①②はPDFファイル、③④⑤⑥は画像若しくはスキャンしたデータを添付ファイルで送信ください。（④は免許ある方のみ）
- ※ 添付ファイルの画質が粗く文字等が確認できない場合は再提出となりますので、提出する際はよく確認して提出してください。
- ※ 申請の受付は自動送信メールで送信されますが、添付書類等の確認後に受理について改めてメールを送信します。
- ※ 入力漏れがないようご注意ください。

③ 郵送による申込み

郵送の場合は封筒に「職員採用受験申込書在中」と朱書きし、書留等の確実な方法により7月14日（月）午後5時までに必着となるよう手配してください。

- ④ 郵送先 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045番地1 中川村役場総務課総務係

6 合格から採用まで

- (1) 資格免許等が必要な職種にあつては、当該資格免許等が取得できない場合は、採用できません。
- (2) 採用は令和8年4月1日の予定です。ただし、この採用は法律に基づく条件付き採用であり、6ヶ月の条件付採用期間を経て正式採用となります。この6ヶ月の間に公務員として適格でないと判断した場合は、正式任用とならない場合があります。

7 給与等

(1) 給与

学校卒業後、直ちに採用された場合の給料月額は、次のとおりです。

なお、社会人等の経歴のある者は、規定により調整します。

(令和7年4月1日現在)

試験区分	学 歴	初 任 給	その他
初 級	高 校 卒	188,000円	昇給年1回 通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等それぞれの条件に応じ支給されます。
中 級	短 大 卒	204,400円	
	大 学 卒	216,800円	

※ 給料月額は、現行の給与規程に基づいて算出したものです。採用時までに改定等があった場合は、これに基づき支給します。

(2) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

(勤務時間7時間45分)

(3) 休暇

年次休暇(年20日以内)、療養休暇、特別休暇(忌引等)等

(4) 共済制度

医療、年金、公務災害補償等の制度へ加入

8 その他

受験申込に係る個人情報、職員採用試験のために必要な範囲内でのみ使用します。

9 注意事項

- (1) 書類等が不備の場合は、受付をしない場合があります。
- (2) 受験者には、後日受験票を送付しますので試験当日は必ず持参してください。
- (3) 可否についての、問い合わせにはお答えできません。
- (4) 書類の記入は、黒または青インクとし、消せるボールペンは不可とします。

10 問い合わせ等

中川村役場総務課総務係

所 在 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045番地1

電 話 0265-88-3016 (総務課直通)

E-mail shomu@vill.nagano-nakagawa.lg.jp